染井野3丁目町内会会計細則

## 染井野3丁目町内会会計細則

(目的)

第1条 本細則は、染井野3丁目町内会会則に基づき、町内会の収入および支出に関する事項を定める。

(会費)

- 第2条 会費は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までのそれぞれ6か月分を 一括払いとする。
  - 2. 二世帯住宅は一戸として扱う。
  - 3. 新たに会員となる者は、会員となる月の翌月から9月または3月までの会費を一括払いする。

## (会費の納入)

- 第3条 会費の納入は、「会費納入簿」により納入する。
  - 2. 会員は、会費を原則として4月末日及び10月末日までにそれぞれ当月からの6か月分を班長に納入する。
  - 3. 班長は、前項により納入された会費を当月末日までに取りまとめ会計に納入する。ただし、新たに会員となる者は、会員となる月の翌月末日までに所属する班長を通じて会計に納入する。

(支出)

- 第4条 支出に当たっては、領収書を受領する。やむを得ず領収書が取得できない支出 については、会長の承認を得る。
  - 2. 会則第 31 条に定める慶弔金は、会員及び実質的同居者(以下「対象者」という。)に新たな子の出生があった場合、ならびに対象者が死去した場合に拠出するものとし、金額は5,000円とする。

加えて、慶弔金対象者に小学校入学の児童と、米寿(数え年88歳)を迎える 対象者に対して、1,500円程度の記念品と祝金5,000円を拠出する ものとする。

(予算)

第5条 役員会は、次期の会計年度予算を作成し、総会の承認を得なければならない。

(決算)

第6条 会計は、会計年度ごとに収入支出決算書を作成し、監査役の監査を受けたうえ、 定時総会の議決を受けなければならない。

(防災対策積立金勘定科目の設定)

第7条 会計は、役員会の決議に基づき、町内会の防災活動資金に充当するため、予算 の中に防災対策積立金勘定科目を設定することが出来る。

## (会計監査)

第8条 監査役は、毎会計年度終了後、速やかにその期間における会計の収支及び町内 会財産の現況を現金と諸帳簿に基づいて監査し、その結果を総会に報告する。

(細則の改正ならびに報告)

第9条 本細則の改正は、役員会が行い、その結果を総会に報告する。

## (附則)

本細則は平成6年4月1日から施行

(平成12年3月一部改正)

平成12年3月から施行

(平成 25 年 10 月一部改正)

平成 25 年 10 月から施行

(平成31年4月一部改正)

平成31年4月から施行

(令和3年4月一部改正)

令和3年4月から施行

令和6年9月から施行